



Newsletter

An Update on IP Law and News in Korea

CONTENTS

TOPICS

韓国における
特許審査ハイウェイ

IP NEWS

特許出願、登録
第2四半期小幅増加

特許庁
“商標権更新手続き
簡素化”

デザイン保護、
グローバルシステム
にアップグレード中

韓国における特許審査ハイウェイ

韓国特許庁では早期審査及び審査品質向上のための措置として、主要国らと特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH) 制度を運営しているので、これについて紹介することにする。

PPHとは、A、B国に共通に特許が出願された場合、A国で特許が可能であるという決定が下されれば、B国はA国の審査結果を活用して該当特許を他の出願に比べて速かに審査する制度を指す。

PPHを施行する目的は、出願人にとって、施行国に共通に特許を出願した出願人が相手国で優先審査または早期審査を受けて迅速かつ効率的に特許権を取得するようにし、特許庁にとって、主要国の特許庁との審査協力を強化して、相手国特許庁が既に審査した結果を参考して審査負担を軽減し審査品質を向上させることにある。

韓国特許法院の判例¹⁾によれば、発明の新規性や進歩性判断に際して法制と慣習が異なる外国の審査例に拘束されないので、韓国での審査は外国の審査例とは別途に独自に進行されるのが原則ではある。しかし、韓国特許法は、韓国内だけでなく、又は海外で公知された技術を基に出願発明の新規性及び進歩性を判断しているので²⁾、他国の審査結果は韓国特許庁の審査結果に事実上の影響を及ぼすようになり、従って、PPHを利用するようになれば、このような他国の審査結果を活用して韓国

内でより迅速な出願審査結果が得られるようになる。

韓国特許庁は、日本特許庁(2007年4月1日～)、米国特許商標庁(2008年1月29日～)、デンマーク特許商標庁(2009年3月1日～)、英国特許庁(2009年10月1日～)、カナダ特許庁(2009年10月1日～)、ロシア特許庁(2009年11月2日～)、フィンランド特許庁(2010年1月4日～)及びドイツ特許庁(2010年7月1日～)とPPHを施行している。

PPHを申請するためには、①韓国特許出願が相手国特許出願を優先権主張の基礎にすること、②相手国特許出願の特許請求範囲には相手国特許庁審査官が特許可能であるという判断を下した請求項が一つ以上存在すること、③韓国特許出願の全ての請求項が相手国特許庁で特許可能であると判断された請求項と実質的に同一であることを要する。

また、提出書類として、①相手国特許庁が特許可能であると判断した請求項が含まれた特許請求範囲及びその翻訳文、②相手国特許庁が発行した審査関連通知書及びその翻訳文、③前記審査関連通知書に引用された先行技術、④韓国特許出願と相手国特許出願の請求項対応関係説明表などが必要であり、細部的な事項は該当国により変わることがある。

前記 PPH 申請要件を満たす特許出願は韓国の優先審査制度(韓国特許法第 61 条; 韓国特許法施行令第 9 条第 10 号)を利用して早い審査を進行させることで優先審査請求後 3 ヶ月程度経過された時に審査結果の通知を受けるようになる。

- 1) 特許法院 1999. 3. 4. 宣告、98ホ8991判決
- 2) 韓国特許法第 29 条第 1 項及び第 2 項

特許出願、登録 第 2 四半期小幅増加

今年の第 2 四半期の知識財産権出願及び登録の件数が昨年と同じ期間に比べて小幅増加したと集計された。

2010 年 7 月 26 日、特許庁によれば、今年の第 2 四半期に出願された知識財産権件数は 9 万 2 千 4 百 13 件で昨年同期の 8 万 9 千 4 百 45 件に比べて 3.3% 増加した。

2010 年第 2 四半期まで累積件数は、17 万 9 千 7 百 95 件で昨年と同じ期間の 17 万 1 千 9 百 43 件に比べて 4.6% 増えた。

権利別に見ると、特許 4 万 1 千 7 百 8 件、商標 3 万 3 千 8 件、デザイン 1 万 4 千 7 百 0 件、実用新案 3 千 6 百 27 件等の順で特許(6.2%)と商標(7.6%)は昨年同期に比べて増加した反面、実用新案(2.3.4%)とデザイン(4.2%)の出願は減少した。

国籍別には、台湾、イタリアが各々 18.1%、9.4% 増加し、日本出願は 15.8% にも減少した。

同じ期間登録された知識財産権は 3 万 8 千 7 百 84 件で昨年第 2 四半期の 3 万 7 千 3 百 58 件に比べて 3.8% 増えた。

登録主体別には、個人が 9 千 6 百 83 件で最も多く、中小企業 9 千 2 百 42 件、大企業 7 千 8 百 41 件、外国法人 7 千 1 百 84 件、大学 1 千 1 百 81 件、公共研究機

関 7 百 36 件等の順であった。

この中に公共研究機関(19.3%)と大企業(0.8%)は昨年同期に比べて登録が増えたが、中小企業(3.5%)、外国法人(13.1%)などは減少した。

この期間の審査請求件数は、3 万 9 千 2 百 03 件で昨年第 2 四半期の 3 万 7 千 6 百 8 件に比べて 5.8% 増加した。

権利別には、特許に関する審査請求件数は 3 万 5 千 8 百 05 件で昨年同期対比 8.6% 増加し、実用新案は 3 千 3 百 98 件で 17.0% 減った。

この他に、審判請求件数は 3 千 5 百 59 件で、昨年第 2 四半期 4 千 1 百 60 件に比べて 14.4% 減少し、審判処理件数も 3 千 6 百 01 件で昨年同期(3 千 7 百 3 件)対比 4.8% 減少した。

資料源[連合ニュース(2010. 7. 26)]

特許庁 “商標権更新手続き簡素化”

特許庁は 7 月 28 日から出願書を別途に出さなくても商標権を更新することができるようにするなど商標権者の負担を減らすように制度を改善すると 7 月 22 日発表した。

まず、商標法を改正して現在 10 年である商標権の存続期間を更新しようとする場合、登録料のみ納付すると商標登録出願書を出す必要無しに商標権の更新が可能に改善した。今までは、現在 10 年である商標権の存続期間を更新する場合、登録費の納付と別途に存続期間更新登録出願をしなければならぬ不便な点があった。

商標登録決定の後に納付しなければならない商標登録料も 2 ヶ月以内に 10 年分の登録料を一度に出すべきであったことを 2 回に分けて納付できるように改善した。

顧客が特許庁に商標を提出した後、取り下げまたは放棄する場合、特許庁から返還される手数料も増える。現在は、商標登録出願の後1ヶ月以内に取り下げるか放棄した場合、出願料だけ返還されているが、今後は‘商標登録出願の優先権主張申請料’も返還される。

資料源[毎日経済(2010.07.22)]

デザイン保護、 グローバルシステムに アップグレード中

特許庁は国際出願制度の導入など国際的水準のデザイン保護制度に様変わりするための準備を進行していると明らかにした。

韓国は、現在デザインが多出願世界3位(‘09年基準)であり、各種国際産業デザイン賞を受賞するなどグローバル市場から産業デザイン強国へ進入している。韓国内でも公共デザインブームとともに企業らがデザイン経営マインドをもって戦略的デザイン保護に関心を傾けている。

特許庁は、このような国際的位相変化と韓国内デザイン界の要求に対応するために国際デザイン制度の導入及び関連デザイン保護法の改正を推進している。すなわち‘12年1月まで国際デザイン出願制度である‘ヘイグシステム’と国際デザイン分類体系である‘ロカルノ分類’導入を推進して、デザイン保護対象及び範囲を拡大し複数デザイン制度を改善するなど大々的グローバルシステムへの切替作業を行っている。

既存に韓国内出願人がヨーロッパ市場に進出するためにはそれぞれの国ごとに現地の弁理士を選任して幾つかの出願書を準備する面倒さがあったが、ヘイグシステムを利用すると国際事務局に出願国を指定して一つの出願書のみで同時に出願可能になる。

かかる国際出願制度と韓国内デザイン法の調和のためにデザイン存続期間を出願日から20年まで

延長し、現在20個までである複数デザイン出願の数を審査・無審査品目にかかわらず最大100個まで出願できるようにする見込みである。

また、ロカルノ分類を導入してロゴタイプのようなデザインも出願可能になり、既存にコップを出願したとすれば、その用途に限定され保護を受けたが、コップがいろいろな用途に使われる可能性まで含んで保護範囲を認められるようになる。かかる国際基準に合うデザイン制度を整えるようになると、韓国の国際的位相は高くなり、外国人の韓国内デザイン出願だけでなく韓国内出願人の海外デザイン権取得手続が非常に簡素化になる効果とデザイン先進国のようにデザインをコンセプト中心に保護するきっかけとなると期待されている。

特許庁の李ヨンデ商標デザイン審査局長は“一連の政策推進を着実に進行して韓国がグローバルシステムにアップグレードしたデザイン保護制度を完成するようになると、デザイン分野の国際標準を先導することができる切換点となる”と展望した。

資料源[特許庁の報道資料(2010.08.03)]

お問い合わせ事項がございましたら何なりとご連絡下さい。

Patents, Trademarks & Law
MOON & MOON International
文&文国際特許法律事務所

Woochang Bldg. 71-15,
Samsung-dong, Kangnam-gu,
Seoul 135-090, Korea

Phone : 82-2-543-6400
Fax : 82-2-553-3880 / 501-6634
e-mail : moon@mmi.co.kr
Homepage : www.mmi.co.kr

本ニュースレターの内容は、知的財産分野に関する一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、特定の事案に対する法律的な諮問または解釈のためのものではありません。



1981年設立以来、当所は、特許、実用新案、商標、デザイン、著作権を含む知的財産分野において出願、訴訟、鑑定及びライセンス契約などに関するサービスを提供してきております。

当所は、正確、迅速、合理的費用の3大業務指針の下に上記サービスを提供することによって、顧客の利益を極大化することを目標としております。



Patents, Trademarks & Law
MOON & MOON International
Seoul, Korea